四日市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第30号

四日市市税条例等の一部を改正する条例

(四日市市税条例の一部改正)

第1条 四日市市税条例 (平成16年四日市市条例第42号) の一部を次のように改正する。

改正後

(市民税の減免に係る申請)

- 第51条の2 前条の規定によって市民 税の減免を受けようとする者は、納期 限前7日までに、次に掲げる事項を記 載した申請書に減免を受けようとする 事由を証明する書類(前条第1項第2 号ウに該当する者は、当該年の所得の 見込額に関する計算書及びその計算の 基礎となる事実を証明する書類)を添 付して、これを市長に提出しなければ ならない。
 - (1) 納税義務者の氏名<u>及び住所又は居</u> <u>所(法人にあっては、名称、事務所</u> 又は事業所の所在地及び法人番号)

- (2)及び(3) (略)
- 2 (略)

改正前

(市民税の減免に係る申請)

- 第51条の2 前条の規定によって市民 税の減免を受けようとする者は、納期 限前7日までに、次に掲げる事項を記 載した申請書に減免を受けようとする 事由を証明する書類(前条第1項第2 号ウに該当する者は、当該年の所得の 見込額に関する計算書及びその計算の 基礎となる事実を証明する書類)を添 付して、これを市長に提出しなければ ならない。
 - (1) 納税義務者の氏名 又は名称、住所 若しくは居所又は事務所若しくは事 業所の所在地及び個人番号(行政手 続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第2 条第5項に規定する個人番号をい
 - う。) 又は法人番号
 - (2)及び(3) (略)
- 2 (略)

第56条 法第348条第2項第9号、 第9号の2若しくは第12号の固定資 産又は同項第16号の固定資産(独立 行政法人労働者健康安全機構が設置す る医療関係者の養成所において直接教 育の用に供するものに限る。) につい て同項本文の規定の適用を受けようと する者は、土地については第1号及び 第2号に、家屋については第3号及び 第4号に、償却資産については第5号 及び第6号に掲げる事項を記載した申 告書を、当該土地、家屋又は償却資産 が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24年法律第270号)第64条第4 項の法人、公益社団法人若しくは公益 財団法人、宗教法人若しくは社会福祉 法人で幼稚園を設置するもの、医療法 (昭和23年法律第205号) 第31 条の公的医療機関の開設者、令第49 条の10第1項に規定する医療法人、 公益社団法人若しくは公益財団法人、 一般社団法人(非営利型法人(法人税 法第2条第9号の2に規定する非営利 型法人をいう。以下この条において同 じ。)に該当するものに限る。) 若し くは一般財団法人(非営利型法人に該 当するものに限る。)、社会福祉法 人、独立行政法人労働者健康安全機 構、健康保険組合若しくは健康保険組 合連合会若しくは国家公務員共済組合 若しくは国家公務員共済組合連合会で

第56条 法第348条第2項第9号、 第9号の2又は第12号の固定資産に ついて同項本文の規定の適用を受けよ うとする者は、土地については第1号 及び第2号に、家屋については第3号 及び第4号に、償却資産については第 5号及び第6号に掲げる事項を記載し た申告書を、当該土地、家屋又は償却 資産が学校法人若しくは私立学校法 (昭和24年法律第270号)第64 条第4項の法人、公益社団法人若しく は公益財団法人、宗教法人若しくは社 会福祉法人で幼稚園を設置するもの、 医療法 (昭和23年法律第205号) 第31条の公的医療機関の開設者、令 第49条の10第1項に規定する医療 法人、公益社団法人若しくは公益財団 法人、一般社団法人(非営利型法人 (法人税法第2条第9号の2に規定す る非営利型法人をいう。以下この条に おいて同じ。)に該当するものに限 る。)若しくは一般財団法人(非営利 型法人に該当するものに限る。)、社 会福祉法人、独立行政法人労働者健康 福祉機構、健康保険組合若しくは健康 保険組合連合会若しくは国家公務員共 済組合若しくは国家公務員共済組合連 合会で看護師、准看護師、歯科衛生 士、歯科技工士、助産師、臨床検査技 師、理学療法士若しくは作業療法士の 養成所を設置するもの、公益社団法人

看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科 技工士、助産師、臨床検査技師、理学 療法士若しくは作業療法士の養成所を 設置するもの、公益社団法人若しくは 公益財団法人で図書館を設置するも の、公益社団法人若しくは公益財団法 人若しくは宗教法人で博物館法(昭和 26年法律第285号)第2条第1項 の博物館を設置するもの又は公益社団 法人若しくは公益財団法人で学術の研 究を目的とするもの(以下この条にお いて「学校法人等」という。)の所有 に属しないものである場合においては 当該土地、家屋又は償却資産を当該学 校法人等に無料で使用させていること を証明する書面を添付して、市長に提 出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

- 2 前項の規定によって特別土地保有税 の減免を受けようとする者は、納期限 前7日までに、次に掲げる事項を記載 した申請書にその減免を受けようとす る事由を証明する書類を添付して市長 に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称 及び法人番号<u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項</u>に 規定する法人番号をいう。以下この

若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人で博物館とは宗教法人で博物館とは宗教法人で博物館を設置するものは非常を設置するものは非常を設置するものはができませば、ではいかがである。においては当該土地、家屋又は使用さればならない。をはいまする書面を添ければならない。をはいるでははいい。

(1)から(6)まで (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

- 2 前項の規定によって特別土地保有税 の減免を受けようとする者は、納期限 前7日までに、次に掲げる事項を記載 した申請書にその減免を受けようとす る事由を証明する書類を添付して市長 に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称 及び個人番号(行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律第2条第5項に規 定する個人番号をいう。以下この号

号において同じ。) (法人番号を有 しない者にあっては、住所及び氏名 又は名称)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(納税義務者等)

第153条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は 家屋に係る固定資産税の課税標準とな るべき価格(法第349条の3第10 項から第12項まで、第22項から第 24項まで、第26項、第28項から 第31項まで、第33項又は第34項 の規定の適用を受ける土地又は家屋に あっては、その価格にそれぞれ当該各 項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地 又は家屋に係る固定資産税について法 第343条において所有者又は所有者 とみなされるものをいう。

3及び4 (略)

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条 例で定める割合)

第10条の2 (略)

2及び3 (略)

4 法附則第15条第2項第7号に規定

において同じ。)又は法人番号<u>(同</u>条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)

(<u>個人番号又は</u>法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(納税義務者等)

第153条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は 家屋に係る固定資産税の課税標準とな るべき価格(法第349条の3第10 項から第12項まで、第23項、第2 4項、第26項、第28項又は第30 項から第33項までの規定の適用を受 ける土地又は家屋にあっては、その価 格にそれぞれ当該各項に定める率を乗 じて得た額)をいい、前項の「所有 者」とは、当該土地又は家屋におい で消費産税について法第343条におい て所有者又は所有者とみなされるもの をいう。

3及び4 (略)

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条 例で定める割合)

第10条の2 (略)

2及び3 (略)

4 法附則第15条第2項第6号に規定

する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

5から7まで (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2から8まで (略)

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失 防止改修住宅又は同条第10項の熱損 失防止改修専有部分について、これら の規定の適用を受けようとする者は、 同条第9項に規定する熱損失防止改修 工事が完了した日から3か月以内に、 次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第9項各号に掲げる 書類を添付して市長に提出しなければ ならない。
 - (1)から(4)まで (略)
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用 及び令附則第12条第36項に規定 する補助金等
 - (6) (略)
- 10 (略)

(宅地等に対して課する平成27年度 から平成29年度までの各年度分の都 市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市 計画税の額は、当該宅地等に係る当該 する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

5から7まで (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2から8まで (略)

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失 防止改修住宅又は同条第10項の熱損 失防止改修専用部分について、これら の規定の適用を受けようとする者は、 同条第9項に規定する熱損失防止改修 工事が完了した日から3か月以内に、 次に掲げる事項を記載した申告書に施 行規則附則第7条第9項各号に掲げる 書類を添付して市長に提出しなければ ならない。
 - (1)から(4)まで (略)
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
 - (6) (略)
- 10 (略)

(宅地等に対して課する平成27年度 から平成29年度までの各年度分の都 市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市 計画税の額は、当該宅地等に係る当該 年度分の都市計画税額が、当該宅地等 の当該年度分の都市計画税に係る前年 度分の都市計画税の課税標準額に、当 該宅地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格(当該宅 地等が当該年度分の都市計画税につい て法第702条の3の規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該価格に 同条に定める率を乗じて得た額。以下 同じ。)に100分の5を乗じて得た 額を加算した額(当該宅地等が当該年 度分の固定資産税について法第349 条の3 (第19項を除く。) 又は法附 則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき額とした場合における都市計 画税額(以下「宅地等調整都市計画税 額」という。)を超える場合には、当 該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15

年度分の都市計画税額が、当該宅地等 の当該年度分の都市計画税に係る前年 度分の都市計画税の課税標準額に、当 該宅地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格(当該宅 地等が当該年度分の都市計画税につい て法第702条の3の規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該価格に 同条に定める率を乗じて得た額。以下 同じ。)に100分の5を乗じて得た 額を加算した額(当該宅地等が当該年 度分の固定資産税について法第349 条の3 (第20項を除く。) 又は法附 則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき額とした場合における都市計 画税額(以下「宅地等調整都市計画税 額」という。)を超える場合には、当 該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額、当該宅地等調整都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15

条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当 該商業地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額を超える場合 にあっては、前項の規定にかかわら ず、当該都市計画税額とする。

- 第1項の規定の適用を受ける宅地等 に係る平成27年度から平成29年度 までの各年度分の宅地等調整都市計画 税額は、当該宅地等調整都市計画税額 が、当該宅地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき価格に 10分の2を乗じて得た額(当該宅地 等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除 く。) 又は法附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき額とした場合に おける都市計画税額に満たない場合に あっては、第1項の規定にかかわら ず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該 年度の負担水準が0.6以上0.7以 下のものに係る平成27年度から平成 29年度までの各年度分の都市計画税 の額は、第1項の規定にかかわらず、 当該商業地等の当該年度分の都市計画

- 条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当 該商業地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額を超える場合 にあっては、前項の規定にかかわら ず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等 に係る平成27年度から平成29年度 までの各年度分の宅地等調整都市計画 税額は、当該宅地等調整都市計画税額 が、当該宅地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき価格に 10分の2を乗じて得た額(当該宅地 等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第20項を除 く。)又は法附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該 宅地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき額とした場合に おける都市計画税額に満たない場合に あっては、第1項の規定にかかわら ず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該 年度の負担水準が 0.6以上 0.7以 下のものに係る平成 27年度から平成 29年度までの各年度分の都市計画税 の額は、第1項の規定にかかわらず、 当該商業地等の当該年度分の都市計画

商業地等のうち当該商業地等の当該 年度の負担水準が 0.7を超えるもの に係る平成27年度から平成29年度 までの各年度分の都市計画税の額は、 第1項の規定にかかわらず、当該商業 地等に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき価格に10分の7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第34 9条の3(第19項を除く。)又は法 附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける商業地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都 市計画税額(以下「商業地等調整都市 計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度か

税に係る前年度分の都市計画税の課税 標準額(当該商業地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3 (第20項を除く。)又は法附則第1 5条から第15条の3までの規定の規定の 規定であるときはは、 が高業地等であるときに定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標準額における商業地等標準額における 率を乗じて得た額とした場合における都市計画税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該 年度の負担水準が 0. 7を超えるもの に係る平成27年度から平成29年度 までの各年度分の都市計画税の額は、 第1項の規定にかかわらず、当該商業 地等に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき価格に10分の7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第34 9条の3(第20項を除く。)又は法 附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける商業地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都 市計画税額(以下「商業地等調整都市 計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度か

ら平成29年度までの各年度分の都市 計画税の特例)

第24条 農地に係る平成27年度から 平成29年度までの各年度分の都市計 画税の額は、当該農地に係る当該年度 分の都市計画税額が、当該農地に係る 当該年度分の都市計画税に係る前年度 分の都市計画税の課税標準額(当該農 地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除 く。) 又は法附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける農地 であるときは、当該課税標準額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左 欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同 表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて 得た額を当該農地に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額と した場合における都市計画税額(以下 「農地調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市 計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1. 025
0.8以上0.9未満	1. 05
のもの	
0.7以上0.8未満	1. 075
のもの	
0.7未満のもの	1. 1

ら平成29年度までの各年度分の都市 計画税の特例)

第24条 農地に係る平成27年度から 平成29年度までの各年度分の都市計 画税の額は、当該農地に係る当該年度 分の都市計画税額が、当該農地に係る 当該年度分の都市計画税に係る前年度 分の都市計画税の課税標準額(当該農 地が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第20項を除 く。) 又は法附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける農地 であるときは、当該課税標準額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左 欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同 表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて 得た額を当該農地に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額と した場合における都市計画税額(以下 「農地調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市 計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1. 025
0.8以上0.9未満	1. 0 5
のもの	
0.7以上0.8未満	1. 075
のもの	
0. 7未満のもの	1. 1

- 第27条 市街化区域農地に係る平成2 7年度から平成29年度までの各年度 分の都市計画税の額は、附則第25条 の規定により附則第13条の2の規定 の例により算定した当該市街化区域農 地に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該市街化区域農地の当該年度分 の都市計画税に係る前年度分の都市計 画税の課税標準額に、当該市街化区域 農地に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき価格の3分の2の 額に100分の5を乗じて得た額を加 算した額(当該市街化区域農地が当該 年度分の固定資産税について法第34 9条の3(第19項を除く。)又は法 附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける市街化区域農地で あるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該市街 化区域農地に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「市街 化区域農地調整都市計画税額」とい う。)を超える場合には、当該市街化 区域農地調整都市計画税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分
- 第27条 市街化区域農地に係る平成2 7年度から平成29年度までの各年度 分の都市計画税の額は、附則第25条 の規定により附則第13条の2の規定 の例により算定した当該市街化区域農 地に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該市街化区域農地の当該年度分 の都市計画税に係る前年度分の都市計 画税の課税標準額に、当該市街化区域 農地に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき価格の3分の2の 額に100分の5を乗じて得た額を加 算した額(当該市街化区域農地が当該 年度分の固定資産税について法第34 9条の3(第20項を除く。)又は法 附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける市街化区域農地で あるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該市街 化区域農地に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「市街 化区域農地調整都市計画税額」とい う。)を超える場合には、当該市街化 区域農地調整都市計画税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区 域農地に係る平成27年度から平成2 9年度までの各年度分の市街化区域農 地調整都市計画税額は、当該市街化区 域農地調整都市計画税額が、当該市街 化区域農地に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき価格の3分

第30条 法附則第15条第1項、第1 3項、第17項から第24項まで、第 26項、第28項、第32項、第37 項、第42項若しくは第45項、第1 5条の2第2項又は第15条の3の規 定の適用がある各年度分の都市計画税 に限り、第153条第2項中「又は第 34項」とあるのは「若しくは第34 項又は法附則第15条から第15条の 3まで」とする。

第30条 法附則第15条第1項、第1 3項、第17項から第24項まで、第 26項、第28項、第32項、第37 項若しくは第42項、第15条の2第 2項又は第15条の3の規定の適用が ある各年度分の都市計画税に限り、第 153条第2項中「又は<u>第30項から</u> 第33項まで」とあるのは「若しくは 第30項から第33項まで又は法附則 第15条から第15条の3まで」とす る。

(四日市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 四日市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年四日市市条例第42 号)の一部を次のように改正する。

附則

- 1から16まで (略)
- 17 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第	施行規則	地方税法施
1項	第34号	行規則の一
	の2様式	部を改正す
		る省令 (平
		成27年総
		務省令第3
		8号)の規
		定による改
		正前の地方
		税法施行規
		則(以下こ
		の節におい
		て「平成 2
		7年改正前
		の地方税法
		施行規則」
		という。)
		第48号の
		5 様式
第98条第	施行規則	平成27年
2項	第34号	改正前の地
	<u>0202</u>	方税法施行

附則

- 1から16まで (略)
- 17 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第	第34号	地方税法施
1項	の2様式	行規則の一
		部を改正す
		る省令 (平
		成27年総
		務省令第3
		8号) <u>第1</u>
		<u>条</u> の規定に
		よる改正前
		の地方税法
		施行規則
		(以下この
		節において
		「平成27
		年改正前の
		地方税法施
		行規則」と
		いう。)第
		48号の5
		様式
第98条第	第34号	平成27年
2項	<u>0202</u>	改正前の地
	様式	方税法施行

	様式	規則第48
		号の6様式
第98条第	施行規則	平成 2 7 年
3 項	第34号	改正前の地
	0206	方税法施行
	様式_	規則第48
		号の9様式
第98条第	施行規則	平成 2 7 年
4 項	第34号	改正前の地
	の2様式	方税法施行
	又は第3	規則第48
	4号の2	号の5様式
	の2様式	又は第48
		号の6様式

- 18から20まで (略)
- 2 1 附則第18項の規定により市たば こ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新 条例第19条、第98条第4項及び第 5項、第100条の2並びに第101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第100条	第98条第	平成27年
の2第1項	1項又は第	改正条例附
	2 項	則第19項
	当該各項	同項
(略)	1	I

		規則第48
		号の6様式
第98条第	第34号	平成27年
3 項	<u>0206</u>	改正前の地
	様式	方税法施行
		規則第48
		号の9様式
第98条第	第34号	平成27年
4 項	の2様式	改正前の地
	又は第3	方税法施行
	4号の2	規則第48
	の2様式	号の5様式
		又は第48
		号の6様式

- 18から20まで (略)
- 21 附則第18項の規定により市たば こ税を課する場合においては、同項か ら前項までに規定するもののほか、新 条例第19条、第98条第4項及び第 5項、第100条の2並びに第101 条の規定を適用する。この場合におい て、次の表の左欄に掲げる新条例の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第100条	第98条第	平成27年
<u>02</u>	1項又は第	改正条例附
	2 項	則第19項
	当該各項	同項
(略)		

22及び23 (略)

2 4 附則第19項から附則第22項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第21	附則第18	附則第23
項の表以外	<u>項の</u>	<u>項の</u>
の部分		
	同項から前	同項、附則
	項まで	第19項及
		び前項
(略)		
附則第21	附則第19	附則第24
項の表 <u>第1</u>	項	項において
00条の2		準用する附
第1項の項		則第19項
(略)		

25 (略)

2 6 附則第19項から附則第22項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第21	附則第18	附則第25

22及び23 (略)

2 4 附則第19項から附則第22項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第21	<u> 附則第18</u>	附則第23
項の表以外	<u>項</u>	<u>項</u>
の部分		
	から	、附則第1
		9項及び
(略)		
附則第21	附則第19	附則第24
項の表 <u>第1</u>	項	項において
00条の2		準用する附
の項		則第19項
(略)		

25 (略)

2 6 附則第19項から附則第22項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第21	附則第18	<u>附則第25</u>

項の表以外	<u>項の</u>	<u>項の</u>
の部分		
	同項から前	同項、附則
	項まで	第19項及
		び前項
(略)		
附則第21	附則第19	附則第26
項の表 <u>第1</u>	項	項において
00条の2		準用する附
第1項の項		則第19項
(略)		

27 (略)

28 附則第19項から附則第22項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第21	附則第18	<u>附則第27</u>
項の表以外	<u>項の</u>	<u>項の</u>
の部分		
	同項から前	同項、附則
	項まで	第19項及
		び前項
(略)		
附則第21	附則第19	附則第28
項の表 <u>第1</u>	項	項において
00条の2		準用する附
第1項の項		則第19項

項の表以外	<u>項</u>	<u>項</u>
の部分		
	から	、附則第1
		9項及び
(略)		
附則第21	附則第19	附則第26
項の表 <u>第1</u>	項	項において
00条の2		準用する附
の項		則第19項
(略)		

27 (略)

28 附則第19項から附則第22項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
附則第21	附則第18	附則第27
項の表以外	<u>項</u>	<u>項</u>
の部分		
	から	、附則第1
		9項及び
(略)		
附則第21	附則第19	附則第28
項の表 <u>第1</u>	項	項において
00条の2		準用する附
の項		則第19項

(略)	(略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の四日市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計 画税については、なお従前の例による。

(財政経営部市民税課)